様式第１号（第３条関係）

　　年　　月　　日

　　敦賀市教育委員会

申請者　住　所

名称又は氏名

（代表者）

電話番号

柴田氏庭園建物使用許可申請書

　次のとおり柴田氏庭園の建物を使用したいので申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 使用目的 |  |
| 使用日時 | 年　　月　　日　　時　　分から  年　　月　　日　　時　　分まで（準備・撤収の時間を含む。） |
| 使用施設 | □甘棠館書院　北６畳間  □甘棠館書院　松の間、亀の間、中６畳間及び式台  □甘棠館居宅　茶の間　（□前室使用） |
| 使用責任者 | 氏　名  電話番号 |
| 使用予定人数 | 人 |
| 備考 |  |

　※使用目的の詳細がわかる資料があれば、添付してください。

（裏面）

申込方法及び注意事項

１　受付は、使用される日の前６月から７日までの間に行うことができます。受付時間は、午前８時３０分から午後５時までとします。間違いを防ぐため、電話、口頭等での受付はいたしません。

２　次の場合は、使用を許可されません。

　⑴　庭園の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

　⑵　施設、附属設備、器具等を損壊し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

　⑶　庭園の景観を損なうおそれがあると認められるとき。

　⑷　庭園の管理上支障があると認められるとき。

　⑸　その他教育委員会が不適当であると認めるとき。

３　使用料は、許可書交付の際に前納し、原則として還付いたしません。

４　使用時間は、準備や後始末に要する時間を含みます。

５　使用に当たって特別な設備、器具等を設置し、又は施設の原状を変更しようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けてください。

６　施設、附属設備、器具等を汚損し、損壊し、又は滅失したときは、損害を賠償しなければなりません。

７　許可を受けた目的以外に建物を使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸することはできません。